

「特定 5 項目の医療行為」に対する厚生労働省の回答

認定患者等輸送事業所が認定患者輸送車により患者等を搬送する際  
その事業所が雇用する看護師であっても「特定 5 項目(全民救が主張  
してきた)の医療行為については医師法及び保助看法等関連法に抵  
触しないと思料する」という厚生労働省の回答が平成 23 年 6 月 21  
日、平岡秀夫民主党衆議院議員の秘書を通じて全民救に文書として  
明示されました。

これにより、全民救発足当初より 7 年間の懸案事項であった「医療  
系搬送事業の環境整備」が事実上整ったことになり、今後の民間救  
急サービスの変革を期待するところであります。

以下それらの 5 項目を記します。

- 1、搬送元医師の指示による点滴管理
- 2、搬送元医師の指示による酸素投与の管理
- 3、搬送元医師の指示によるモニター監視
- 4、搬送元医師の指示による痰の吸引
- 5、搬送元医師の指示による経管栄養及び経管与薬